

◆『高齢者向け給付金』(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請等について

『一億総活躍社会』の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援し、個人消費の下支えを行うために給付金が支給されます。

1. 支給対象者

平成27年1月1日時点で大崎町に住民票があり、平成27年度の町民税(均等割)が課税されない方(平成27年度臨時福祉給付金(1人あたり6,000円)の対象者)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

※ただし、課税者の扶養家族や、生活保護受給者の場合は対象外となります。

2. 支給額と支給方法

支給対象者1人につき30,000円(1回限り)を、6月下旬以降に指定の口座に振り込みます。

3. 給付金の申請

①申請書の送付

平成28年5月上旬までに、対象者に申請書を送付します。

返信用封筒を同封しますので、郵送により申請してください。

郵送以外の申請は、役場『給付金窓口』または下記の巡回受付をご利用ください。

日 時	地 区	会 場
5月18日(水) 9:30~12:00	大丸地区	大丸地区農業構造改善センター
5月19日(木) 9:30~12:00	菱田地区	菱田農村環境改善センター
5月20日(金) 9:30~12:00	立小野地区	立小野ふれあい館
5月24日(火) 9:30~12:00	持留地区	持留地区農業構造改善センター
5月25日(水) 9:30~12:00	中沖地区	中沖地区公民館
5月26日(木) 9:30~12:00	野方地区	野方農村環境改善センター

②申請書の受付期間(郵送および役場『給付金窓口』)

平成28年5月1日(日)~7月31日(日) ※郵送は7月31日付け消印まで有効です。

申請期間を過ぎると給付金は受け取れません。 ※土・日・祝日は役場では受け付けできません。

③必ず添付する確認書類は次のとおりです。忘れずに添付してください。

- 本人確認書類(支給を受ける方全員で、また申請書に印字してある氏名のあとに押印も必要です。)運転免許証、保険証、旅券、年金手帳、マイナンバーカード(顔写真入り。ただし、マイナンバー通知カードは不可)などで本人が確認できる公的身分証明書の写し。
- 振込先口座の確認資料
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し。
なお、昨年度と同じ口座へ振り込みの方は、必要ありません。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係
『高齢者向け給付金』担当 ☎099-476-1111(内線162)